

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

第3回公募から新しい類型が新設されました！

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

1. (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 従業員数に応じて100万円～8,000万円
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 従業員数に応じて100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

緊急事態宣言特別枠

必須要件 1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～8月のいずれかの月の売上が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数 **5人以下** : 100万円～500万円
従業員数 **6～20人** : 100万円～1,000万円
従業員数 **21人以上** : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3 / 4
中堅企業 2 / 3

最低賃金枠【新設】

必須要件 1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上**最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上**いること及び**2020年4月以降のいずれかの月の売上が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少**していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数 **5人以下** : 100万円～500万円
従業員数 **6～20人** : 100万円～1,000万円
従業員数 **21人以上** : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3 / 4
中堅企業 2 / 3

大規模賃金引上枠【新設】

必須要件 1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること及び**補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上**（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額 従業員数 **101人以上** : 8,000万円～1億円

補助率 中小企業 2 / 3
（6,000万円超は1/2）
中堅企業 1 / 2
（4,000万円超は1/3）

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

小売業

衣服販売業

➡衣料品の**ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 7月30日、第3回公募を開始しました（申請受付は8月下旬開始予定）。締切りは9月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ **gBizIDプライム**の発行には、**数週間程度時間を要します**。本補助金の申請をお考えの方は**余裕をもったID取得の申請**をお勧めします。なお、申請×切りまでに取得が間に合わない方は「**暫定ID**」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➡ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP